

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	4	広域行政
分科会	2	企画分科会	調整項目	1	新潟県市町村総合事務組合

中条町担当	総務課	庶務係	担当者名	天木秀夫
黒川村担当	総務課	庶務係	担当者名	小熊龍司

現況		調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																					
新潟県市町村総合事務組合概要	(中条町・黒川村とも、全て同じ一部事務組合に加入している。)		合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合若しくは当該組合を継承する組合に継続して加入する。																				
	名称	新潟県市町村総合事務組合																					
	設立年月日	平成16年3月31日																					
	事務所の位置	新潟市新光町4番地1																					
	設置目的	事務の共同処理																					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給 ・地方公務員法の規定による公平委員会の設置並びに権限 ・地方公務員法に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの ・地方公務員法に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの ・地方公務員災害補償法に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤災害に対する補償に関する事務 ・公立学校医等の公務災害補償に関する法律に規定する公立学校の非常勤の学校医等の公務上の災害に対する補償 ・消防組織法の規定による非常勤消防団員に係る損害補償 ・消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・水防法の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び規定に基づく水防に従事した者に係る損害賠償 ・災害対策基本法に規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償 ・消防組織法の規定による非常勤消防団員の退職報償金事務のうち新潟県非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給 ・消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与 ・住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済 																					
	構成団体	21市77町村55組合(平成16年4月1日現在)																					
	負担金			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県消防団員等公償組合分</td> <td>10,837千円</td> <td>5,095千円</td> </tr> <tr> <td>新潟県町村職員退職手当組合分</td> <td>218,941千円</td> <td>100,531千円</td> </tr> <tr> <td>新潟県町村人事事務組合分</td> <td>1,410千円</td> <td>827千円</td> </tr> <tr> <td>新潟県交通災害共済組合分</td> <td>0千円</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>新潟県自治会館管理組合分</td> <td>0千円</td> <td>0千円</td> </tr> </tbody> </table>		中条町	黒川村	新潟県消防団員等公償組合分	10,837千円	5,095千円	新潟県町村職員退職手当組合分	218,941千円	100,531千円	新潟県町村人事事務組合分	1,410千円	827千円	新潟県交通災害共済組合分	0千円	0千円	新潟県自治会館管理組合分	0千円	0千円	
		中条町		黒川村																			
	新潟県消防団員等公償組合分	10,837千円		5,095千円																			
新潟県町村職員退職手当組合分	218,941千円	100,531千円																					
新潟県町村人事事務組合分	1,410千円	827千円																					
新潟県交通災害共済組合分	0千円	0千円																					
新潟県自治会館管理組合分	0千円	0千円																					
* 当組合は、平成16年2月末日を持って解散した新潟県消防団員等公償組合、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合、新潟県交通災害共済組合、新潟県交通災害共済組合及び新潟県自治会館管理組合の事務を継承したものである。																							
関係法令等		地方自治法 新潟県市町村総合組合規約																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>231,188</td> <td>231,188</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>106,453</td> <td>106,453</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>337,641</td> <td>337,641</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	231,188	231,188	0	黒川村	106,453	106,453	0	計	337,641	337,641	0
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町	231,188	231,188	0																				
黒川村	106,453	106,453	0																				
計	337,641	337,641	0																				
備考 平成15年度当初予算ベース																							